

鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業者募集要項

1 目的

鳥取県（以下「県」という。）では、県の環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において、住民理解のもと、環境と調和しながら再生可能エネルギーの導入を進め、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されることを目指し、県内の発電事業者等と連携した鳥取スタイルPPAによる再生可能エネルギーの導入を推進することとしている。

この度、具体的な取組として、鳥取スタイルPPAによる県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入を進めるため、その整備及び運営等を行う事業者を公募するものである。

2 募集概要

(1) 募集内容

県有施設への太陽光発電設備を整備するとともに、当該発電設備により発電した電気を当該施設へ供給する事業者を募集する。

なお、募集は県有施設毎としそれぞれ個別に選定するので、同一の事業者が複数の県有施設に関する応募を行ってもよい。

(2) 事業の概要

6(1)の方法によって選定された事業者（以下「事業者」という。）は、(4)の県有施設において、太陽光発電設備及び関連設備一式（以下「太陽光発電設備等」という。）の整備、維持管理及び撤去並びにPPAによる当該県有施設への電力供給（以下「本事業」という。）を行う。

なお、事業者は、(6)の補助金の交付を受けて整備費用に充てることができる。

(3) 事業の実施期間

太陽光発電設備等の整備は、令和6年3月31日までにを行うこととする。

太陽光発電設備等の維持管理及び電力供給は、運転開始から20年間行うこととする。

(4) 対象とする県有施設

	名称	所在地	事業実施条件
1	運転免許試験場	東伯郡湯梨浜町上浅津 216	別紙1、別紙2-1、別紙3-1
2	衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1	別紙1、別紙2-2、別紙3-2
3	倉吉警察署	倉吉市清谷町1丁目 10	別紙1、別紙2-3、別紙3-3
4	倉吉未来中心	倉吉市駄経寺町 212-5	別紙1、別紙2-4、別紙3-4
5	畜産試験場	東伯郡琴浦町大字松谷 606	別紙1、別紙2-5、別紙3-5
6	米子警察署	米子市上福原 1266-4	別紙1、別紙2-6、別紙3-6

※希望する複数の県有施設に応募できる。（応募資料は施設別に提出すること。）

(5) 選定後の手続

事業者は、本事業の着手前に県との間で本事業の実施に関する協定（別紙4 協定書項目案参照）を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を得て整備に着手する。

なお、(6)の補助金の交付を希望する場合は、選定後速やかに補助金の交付申請を行う。

(6) 補助金の交付

県は、別途定める交付要綱に基づき、太陽光発電設備等の整備費用の1/4（上限62,500円/キロワット）を予算の範囲内で補助する。

事業者は、補助金の交付を受けた場合は別途締結するPPA契約に基づき電気料金を徴収する際、補助金額相当分を電気料金から控除して徴収することとする。（補助金額を電気料金の請求回数に合わせて分割した定額を毎回の電気料金の請求額から差し引くことを想定）

3 応募に係る事項

(1) 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ア 鳥取県内に本社（店）、支店、営業所等を有すること。
 - イ 補助事業を適切に実行する能力を有していること。
 - ウ 提出書類の受付最終日から6（2）の審査の日の前日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 提出書類の受付最終日から6（2）の審査の日の前日までの間において、役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - オ 提出書類の受付最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
 - （ア）暴力団員を経営幹部とすること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - （エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
 - （オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - （カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
 - コ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- （2）太陽光発電設備等の国内調達**
事業者は、太陽光発電設備等を調達するときは、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）を使用するよう努めること。
- （3）維持管理**
事業者は、太陽光発電設備等の性能を維持するために必要な法定点検、定期点検及び部品交換等のメンテナンスを適時適切に行うとともに、故障に備え、速やかに修理を行える体制を整えること。
- （4）県内事業者への発注**
事業者は、本事業の実施に必要な工事又は業務等を第三者へ発注するときは、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第2条第1項に定義する事業者への発注に努めること。
- （5）損害賠償責任**
事業者は、本事業の実施にあたって、県及び第三者へ損害を生じないよう最大限配慮すること。万が一、損害が生じた場合には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。
- （6）天災等による損害及び日射量の減少等のリスク**

県は、天災その他やむを得ない事情により生じた損害について、一切の責任を負わない。太陽光発電設備等の故障や劣化、気候の変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合等のリスクについても、同様とする。

なお、県は、太陽光発電設備等において発電された電気の全量の購入を保証するものではない。

(7) 撤去

事業者は、本事業終了後に太陽光発電設備等を自らの費用で撤去すること。

4 公募スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和5年9月7日(木)～9月22日(金) |
| (2) 質問の受付 | 令和5年9月7日(木)～9月15日(金) |
| (3) 質問への回答 | 令和5年9月18日(月)～9月20日(水) |
| (4) 応募申請書等の受付 | 令和5年9月7日(木)～9月22日(金) |
| (5) 審査会の開催 | 令和5年9月下旬 |
| (6) 審査結果の通知、公表 | 令和5年9月下旬 |

5 事業者選定の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

ア 配布期間

令和5年9月7日(木)から9月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

8の場所及び脱炭素社会推進課ホームページ
<https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/>

(2) 質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(ア) 受付期間 令和5年9月7日(木)から9月15日(金)まで

(イ) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、8の場所へ電子メールにより提出すること。(ファクシミリ又は電話での質問は受け付けない。)

(ウ) 回答方法 令和5年9月20日(水)まで随時、質問者へ個別に電子メールで回答するとともに、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、ホームページにも随時掲載する。

※メール送信の場合は、件名に「鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業」と記載したうえで送信すること。

(3) 応募申請書等の提出

応募者は、3の応募に係る事項を確認したうえで、6の審査に係る事項に掲げる審査基準を踏まえて、下記により提出すること。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、事業者選定の取り消しを行う場合があるので、十分に注意すること。

ア 受付期間

令和5年9月7日(木)から9月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出書類

次の提出書類を別添の様式に従い作成し、(ア)(エ)(オ)については各1部、(イ)(ウ)については正本1部、副本4部を提出すること。同一の応募者が複数の県有施設に関して提案することができるが、提出書類は県有施設毎に作成し提出すること。なお同一の応募者が同一の県有施

設に複数の提案はできない。

- (ア) 応募申請書（様式第1号）
- (イ) 事業計画書（様式第2号）
- (ウ) 実施スケジュール（様式第3号）
- (エ) 定款又は寄付行為の写し（様式なし）
- (オ) 暴力団排除に関する誓約事項（様式第4号）

ウ 提出方法

応募者は、イの提出書類を8の場所に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

※郵送の場合、令和5年9月22日（金）正午（必着）

エ その他

提出書類に基づき、6（2）の審査会において書面審査を実施する。

（4）審査に関する注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (イ) 提出期日以降の提出など本要項の定め反する提案を行うこと。
- (ウ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

同一の者が同一の県有施設に関して複数応募することはできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

キ その他

- (ア) 応募者は、提出書類の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとする。
- (イ) 提出書類の提出後に辞退をする場合は、応募者は、審査会開催日前日の午後4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を8の場所に持参又は郵送により提出すること。

6 審査に係る事項

（1）審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員会）（以下「審査会」という。）」が行う。なお、審査に当たっては、（3）の審査基準に基づき、提出書類により県有施設毎に審査を行い、事業計画の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

審査会において、県有施設毎に一定以上の評価を得た者の中から事業者及び次点者を決定する。

（2）審査会

- ア 開催日時 令和5年9月下旬（予定）
- イ 開催場所 鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220番地）内会議室又はWeb（予定）
- ウ その他
審査は、5（3）イの提出書類によるものとする。

エ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に書面により通知する。

また、選定された事業者の名称は、県ホームページ等で公表する。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業主体 (実施能力)	事業を確実に実施する能力があるか (事業実施体制、施工管理体制、管理運営体制) 現実的なスケジュール設定がされているか	20
施工方法	施設の特性を理解し、設備の各種基準を満たし、保守性などを考慮した施工方法が計画されているか。施設への影響が検討されていて十分な対策が講じられているか。	20
事業効果 (コストメリット)	自家消費単価、自家消費量 (本事業で県のコストメリットがあることが説明された上で、そのメリットの多寡を評価。ただし合理的で現実的なシミュレーションや収支計算に基づく自家消費量、単価設定になっていること)	40
波及効果 (地域産業・地元企業の活用)	地域への貢献する事業であるか (地元企業による設置工事、地域新電力との連携やほか地域貢献)	10
その他 (独自性のある取組)	その他評価に値する独自性のある取組みがあるか (普及啓発効果等)	10
	合計	100

7 留意事項

(1) 言語、通貨、単位

応募の際の提出書類、手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 個人情報保護

事業者が、本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、鳥取県個人情報保護条例（平成17年鳥取県条例第2号）及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年鳥取県規則第108号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

事業者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

8 問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（本庁舎7階）

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電話 0857-26-7879（直通）

ファクシミリ 0857-26-8194

電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp